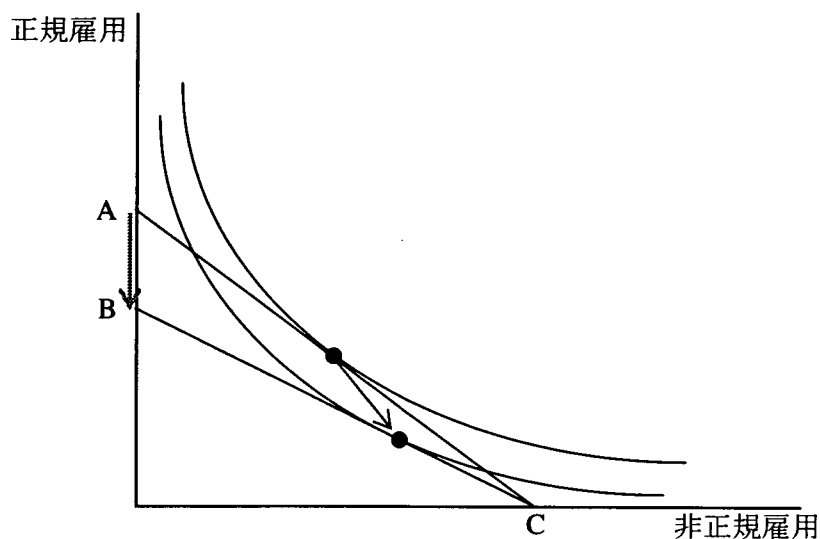
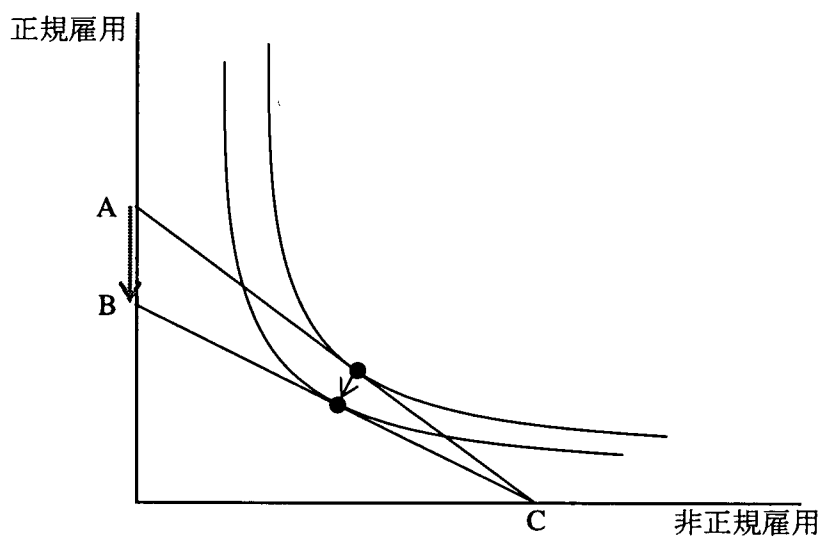


図表1a 事業主負担の増加と非正規雇用への代替
(代替の弾力性が大きい場合)



生産構造上、正規雇用と非正規雇用を代替させやすい場合、正規雇用に生じた事業主負担が、なんらかの理由から正規雇用の賃金低下によって相殺されないと非正規雇用の割合が増える。

図表1b 事業主負担の増加と非正規雇用への代替
(代替の弾力性が小さい場合)



生産構造上、正規雇用と非正規雇用を代替させにくい場合、正規雇用に生じた事業主負担が、なんらかの理由から正規雇用の賃金低下によって相殺されなくても非正規雇用の割合は増えない。

AC: 事業主負担がない場合の予算制約線。

BC: 発生した事業主負担が、なんらかの理由で正規雇用の賃金低下によって相殺されなかった場合の予算制約線。

図表2 保険料負担が引き上げられた場合の対応 (企業へのアンケート調査結果)

	製品・商品 価格を値 上げる		従業員の 賃金を削 減する(*a)		雇用量を 削減する (*b)		原材料価 格を抑える (*c)		製品・商品 価格も賃 金・雇用量 も変えない (*c)		計
	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)	
3%未満の小幅な引き上げ	23	(6.57)	30	(8.57)	68	(19.43)	31	(8.86)	197	(56.29)	350 (100)
3%以上の中程度の引き上げ	56	(16)	55	(15.71)	91	(26)	31	(8.86)	114	(32.57)	350 (100)
5%以上の大幅な引き上げ	63	(18)	75	(21.43)	115	(32.86)	30	(8.57)	63	(18)	350 (100)
製造業	34	(17.8)	40	(20.94)	64	(33.51)	16	(8.38)	37	(19.37)	191 (100)
小売業	12	(17.14)	14	(20)	23	(32.86)	4	(5.71)	15	(21.43)	70 (100)
卸売業	17	(19.1)	21	(23.6)	28	(31.46)	10	(11.24)	11	(12.36)	89 (100)

注) 1) 1番目, 2番目の対応のうち, 1番目のみを集計. 下段括弧内は%.

2) *a; 賞与(ボーナス)のカット及び当面ベースアップを行わないといった対応も含む.

*b; 正規雇用量を減らして, パートタイマーなどの非正規雇用で代替するといった対応も含む.

*c; 利益分を減らすことを意味する.

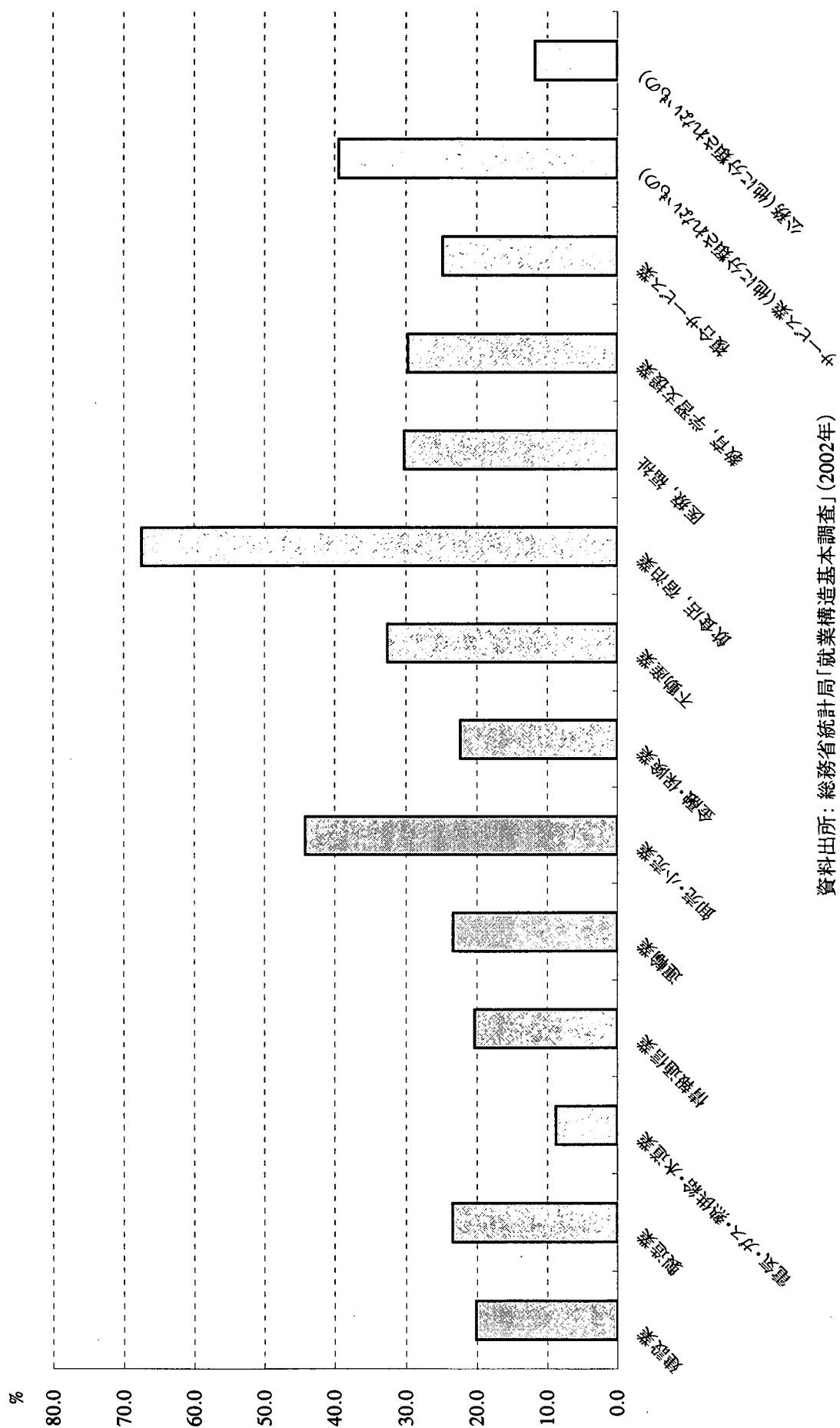
資料出所: 「税制と社会保障に関する中小企業調査」(2007年)

図表3 事業主負担の引き上げに対する賃金調整や雇用調整の具体的な方法

社会保険料の事業主負担の引き上げに対する各対応 (各選択肢を一度でも選んだ企業の数)	どのような方法で賃金を削減するか? (単回答)	(%)
製品・商品価格を値上げする	賞与(ボーナス)を減らす	85 (50.0)
従業員の賃金を削減する	ベースアップや定期昇給をしばらくの間凍結する	48 (28.2)
雇用量を削減する	月給・週給・日給・時給等、賃金の基本給の部分を削減する	20 (11.8)
原材料価格を抑える	企業福利(法定外福利)を縮小する	6 (3.5)
製品・商品価格も賃金・雇用量も変えない	無回答	11 (6.5)
	どのような方法で雇用を削減するか? (複数回答; 2つまで)	(%)
	主に既存従業員の人数を削減する	34 (16.5)
	主に新規採用を手控え、定年退職などによる自然減少を待つ	97 (47.1)
	主に既存正規従業員の人数を削減し、非正規労働者によって補う	75 (36.4)
	主に既存従業員の労働時間を削減する	25 (12.1)
	主に既存正規従業員の労働時間を削減し、非正規労働者によって補う	30 (14.6)
	無回答	23 (11.2)

資料出所: 「税制と社会保障に関する中小企業調査」 (2007年)

図表7 産業別の非正規就業者比率



資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(2002年)

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「子育て支援に係わる社会保障給付と税制との関係－制度分析と国際比較－」

分担研究者 尾澤 恵 国立社会保障・人口問題研究所主任研究官

研究要旨

児童手当と税制上の扶養控除は、目的は異なるものの、「子育てに係る経済的な支援という機能面では、児童手当と同様の機能を有するものと考えられる」（児童手当制度研究会,2004,p.49）。両者の関係については、近年、少子化という状況を背景にして、税制改正に関連して議論が行われている。そこで、わが国の児童手当制度と扶養控除等の概要と両者の関係に関する議論を踏まえた上で、諸外国の児童手当と関連制度の傾向を家族政策の類型別に概観し、児童に関する社会保障給付と税制を融合させるような仕組みを有している国のうちオーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカを取り上げ、制度の比較を行い、今後のわが国の子育て支援策に係わる社会保障給付と税制との関係への示唆について述べた。

児童のための給付制度の設計は、制度の目的を何にするかで違ってくると思われる。わが国の場合、少子化への対応が政策課題になっており、当面、児童のための給付制度の目的を垂直的平等（低所得者への支援）の方向のみに向けることは適切でないと思われる。少子化という状況に着目すれば、水平的平等（扶養児童が増えることによる追加的費用の支援）の方向に目が向きがちであるが、世帯所得が均質でなく、ワーキングプアが問題とされる昨今、児童のための給付制度は、垂直的平等の方向にも目を向ける必要があると考える。このような視点に立つと、払戻（還付）型の児童給付制度は、低所得世帯に効果的な金銭的支援を行える可能性を持つ制度として、魅力的である。払戻（還付）型の税額控除制度の導入については、導入の是非も含めて検討しなければならないことが多いが、児童のための給付制度は、少子化で目が向きがちな誕生の時点だけに着目するのではなく、家庭環境によって児童の将来が閉ざされることがないよう、児童の成長過程を考えた制度にしていく必要があると考える。

A. 研究目的

制改正に関連して議論が行われている扶養控

近年、少子化という状況を背景にして、税

除と税制上の控除の関係について、わが国の

児童手当制度と扶養控除等の概要と両者の関係に関する議論を踏まえた上で、諸外国の児童手当と関連制度の傾向を家族政策の類型別に概観し、児童に関する社会保障給付と税制を融合させるような仕組みを有している国のうちオーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカを取り上げ、制度の比較を行い、今後のわが国の子育て支援策に係わる社会保障給付と税制との関係への示唆を得る。

B. 研究方法

文献調査等による。

諸外国の児童手当と関連制度の傾向については、以下のデータを利用した。

・ Social Security Administration, *Social Security Programs Throughout the World: The Americas, 2005,; Europe, 2006,; Asia and the Pacific, 2006.*と、

・ OECD, *Benefits and Wages :gross/net replacement rates, couuntry specific files and tax/benefit models.*

(倫理面への配慮)

特に配慮を必要とすることはなかった。

C. 研究結果

(1) 諸外国の児童手当と関連制度の傾向

① 社会民主主義型諸国の家族手当と関連制度の傾向

すべて普遍的な家族手当制度を有しており、扶養児童に関する税制上の控除はそれほど活

用されていない。

② 保守主義型諸国の家族手当と関連制度の傾向

家族手当制度の型や課税単位はさまざまである。

③ 南欧型諸国の家族手当と関連制度の傾向

家族手当制度の型はさまざまだが、雇用に関連して行われている家族手当制度がある。

④ 自由主義型諸国の家族手当と関連制度の傾向

児童に関する社会保障給付と税制とを融合させるような仕組みを有している国が多い。

(2) オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカの児童のための給付制度の比較

<検討した制度>

○オーストラリア

家族税給付(Family Tax Benefit)Part A、
家族税給付 Part B。

○カナダ

カナダ児童税給付(Canada Child Tax Benefit)。

○イギリス

児童給付 (Child Benefit)、児童税クレジット (Child Tax Credit)。

○アメリカ

勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit)、児童税クレジット(Child Tax Credit)、
児童扶養控除。

<結果>

① 支給要件に掲げられる扶養児童と支給額の

関係

扶養児童がいなくても受給可能なのは、アメリカの EITC のみ。扶養児童の年齢によって支給額を変えているのはオーストラリアとイギリス。扶養児童の数によって支給額が変わるのはカナダの CCTB のみ。

②所得要件

イギリスの児童給付を除き、高所得者は受給できない。

③支払いと運営方法

支払いは、アメリカ以外、毎週、2 週間ごと又は 4 週間ごとの短い周期で行われている。

運営は、カナダ、イギリス、アメリカの 3 カ国では税務官庁によって行われている。

④支給額

アメリカは、4 カ国で唯一、所得がない場合に児童給付が行われていない。また、アメリカは、一定の所得を超えたところで給付額が再度上がる点も特徴的である。イギリスは、所得や資産に関係なく支給される児童給付があるので、所得が高くても給付が行われている。

D. 考察

諸外国の家族手当と関連制度はさまざま、児童に関する社会保障給付と税制との関係については、児童手当に一本化する方向で調整を行った国（例えば、スウェーデン、フィンランド。）、両者の調整を行っていない国（例えば、オーストリア。）、両者の融合を行って

いる国（例えば、ドイツ、オーストラリア、カナダ、イギリス。）があり、児童に関する社会保障給付と税制の融合を行っている国も、ドイツは、両者を二者択一的に適用しているのに対し、オーストラリア、カナダ、イギリスでは、児童に関する社会保障給付を税制に埋め込むような方法をとっている。さらに、児童に関する社会保障給付を税制に埋め込むような方法をとっている国も、制度設計には差異がある。また、フランスのように、家族係数 (n) を用いた独自の所得税制度をとった上で多彩な児童に関する社会保障給付制度を整備している国もある。

制度目的の方向としては、児童 1 人につき普遍的な給付を行う「社会民主主義」型の北欧諸国のように扶養児童が増えることによる追加的費用の支援（水平的平等）を重視する方向、「自由主義」型のオーストラリア、カナダ、イギリスのように水平的平等を意識しつつも、低所得世帯への支援（垂直的平等）に力を入れる（オーストラリアの家族税給付 Part A、カナダの CCTB、イギリスの CTC。）方向、フランスのように水平的平等の方向（n 分 n 乗方式、家族手当等。）にも、垂直的平等の方向（家族補足手当等。）にも多彩な制度を用意する方向があるほか、中・高所得世帯に比較的有利な制度を有しているドイツ、児童のための給付制度に児童の教育や養育者の就労という要素を組み込んでいるオランダなどがある。

E. 結論

わが国の場合、少子化への対応が政策課題になっており、当面、児童のための給付制度の目的を垂直的平等（低所得者への支援）の方向のみに向けることは適切でないと思われる。少子化という状況に着目すれば、水平的平等の方向に目が向きがちであるが、世帯所得が均質でなく、ワーキングプアが問題とされる昨今、児童のための給付制度は、垂直的平等の方向にも目を向ける必要があると考える。このような視点に立つと、払戻（還付）型の児童給付制度は、低所得世帯に効果的な金銭的支援を行える可能性を持つ制度として、魅力的である。払戻（還付）型の税額控除制度の導入については、導入の是非も含めて検討しなければならないことが多いが、児童のための給付制度は、少子化で目が向きがちな誕生の時点だけに着目するのではなく、家庭環境によって児童の将来が閉ざされることがないように、児童の成長過程を考えた制度にしていく必要があると考える。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

- ・『社会保障と税制』（東京大学出版会、2008年刊行予定。）所収予定。

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した
社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

子育て支援策に係わる社会保障給付と税制との関係

－制度分析と国際比較－

尾澤 恵

（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部主任研究官）

1. はじめに

わが国の子育て支援策に係わる社会保障給付と税制の制度には、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当と、所得税法及び地方税法上の扶養控除などがある。このうち児童手当と税制上の扶養控除は、目的は異なるものの、「子育てに係る経済的な支援という機能面では、児童手当と同様の機能を有するものと考えることができる」（児童手当制度研究会,2004,p.49）。そのため、両者の関係については児童手当法制定時から議論が行われており、近年では、少子化という状況を背景にして、税制改正に関連して議論が行われている。児童手当と税制上の控除の調整は諸外国でも行われており、第2次世界大戦後の資本主義国家における社会保障制度の構築に大きな影響を与えたベヴァリッジ報告で社会保障の前提の一つとされた児童手当制度のあり方は、半世紀あまりを経た現在、転換期を迎えていると言える。

そこで、本稿では、わが国の児童手当制度と扶養控除等の概要と両者の関係に関する議論を踏まえた上で、諸外国の児童手当と関連制度の動向を自由主義諸国を中心に概観し、今後のわが国の子育て支援策に係わる社会保障給付と税制との関係への示唆について述べる。

2. わが国の子育て支援に係わる社会保障給付と税制上の控除

(1) わが国の児童手当制度と扶養控除の概要

(1-1) 児童手当制度の概要

児童手当制度は、児童手当法（昭和46年法律第73号）を根拠とし、①「日本国内に住所を有する」という住所要件（同法第4条1項）、②支給要件児童（3歳未満の児童。特例給付は、3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下、「小学校修了前の児童」という。）。）を監護し、一定の生計関係（父母の場合は生計同一、父母以外の場合は生計維持。）を有するという養育要件（同法第4条1項）、③所得が一定額に満たないと

いう所得要件（同法第5条1項）を満たす者に支給される。平成19年12月現在、3歳未満の児童に支給される児童手当の額は月額1万円、3歳以上小学校修了前の児童に支給される特例給付の額は、第1子及び第2子が月額5千円、第3子以降が月額1万円である。

児童手当制度の目的は、「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資すること」である（同法第1条）。このうち「家庭における生活の安定」の部分は所得保障施策の一環としての役割を有し、「次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上」の部分は児童福祉施策の一環としての役割を有しているとされる（児童手当制度研究会,前掲書,p.46.）。

わが国の児童手当制度の特徴としては、支給要件・給付が全国単一であること、費用負担に事業主からの拠出金制度があること、他の公的給付と併給されること、所得制限があること、支給対象を低年齢に限定していること、制度創設が1971年と、諸外国に比べて遅かったことなどが指摘されている(西村,2003, pp.427-428,都村,2002,p.21.など)。

(1-2) 扶養控除の概要

所得税法（昭和40年法律第33号）上の扶養控除は、所得税法上の所得控除の一つで、基礎控除、配偶者控除等とともに「人的控除」と呼ばれる。人的控除は、「所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない、という考慮に基づくもの」であり、「憲法25条の生存権の保障の租税法における現われ」だとされる（金子,2007, p.168.）。児童に関する所得税法上の扶養控除は、居住者が、①所得税法第2条第1項第34号に規定される扶養親族を有する場合、扶養親族1人につき38万円、②同法第2条第1項第34の2号に規定される特定扶養親族を有する場合、特定扶養親族1人につき63万円を、当該居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するというものである（同法第84条第1項）。

(2) わが国の児童手当制度と扶養控除等の関係をめぐる議論

近年、わが国の児童手当制度と税制上の控除の関係は、少子化という状況を背景にして議論が行なわれている¹。平成19年11月20日に決定した税制調査会の答申（税制調査会（2007））では、児童手当と税制上の控除の関係が特に問題にされたわけではないが、本文に「いわゆる「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論」という項目が取り

¹ 税制調査会では、「子育てへの政策的支援を重視する観点からは、現行の扶養控除等に代え、税額控除の導入あるいは手当等の拡充を講ずることが有効であり、かつ分かりやすい」（税制調査会(2006a),p.5.）、「子育て支援策として税額控除を導入するとすれば、手当との役割分担について、あわせて議論していく必要」（同。）といったことが議論されていたが、平成18年12月1日にとりまとめられた答申（税制調査会(2006b)）の本文ではこれらの点は盛り込まれず、「その他の主な意見」として、「子育て支援として、税と児童手当では効果が違う。少子化対策に、税を含め総合的に検討する必要。」と記載されるにとどまった。

上げられ、「諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある。」と記載された（同,pp.15-16.）。児童手当と税制上の控除の調整については、かつては、児童手当と扶養控除の関係が問題にされていたが、現在は、扶養控除だけでなく税額控除も念頭に置く必要があり、その税額控除には、払戻（還付）型の税額控除と非払戻（非還付）型の税額控除があることから、検討しなければならない問題は複雑化している。「表1」は、現行の児童手当と扶養控除、そして検討課題になっている税額控除の概要を示したものである。

表1 児童手当、扶養控除、税額控除の概要

	児童手当（現行）	扶養控除（現行）	税額控除（注1）
目的	所得保障、児童福祉（注2）	担税力への配慮	子育て世帯への財政支援（注2）
概要	一定額の金銭を給付する制度。	課税標準（所得税の場合は所得金額）から一定額を控除する制度。	課税標準に税率を適用した後の税額から一定額を控除する制度。
所得による違い	所得制限があり、高所得者は対象にならない（扶養親族等の数が3人の場合の所得制限限度額は、574万円（特例給付の場合は、646万円）。	・課税標準<課税最低限（所得のうちそこまでは課税されない金額。夫婦と子2人の給与所得者の場合、325万円。）の場合、負担の軽減効果は課税されないという限度でしか及ばない。 ・段階税率（5%、10%、20%、23%、33%、40%の6段階）をとっているため、高所得者ほど負担の軽減割合が大きくなる（注3）。	【非払戻（非還付）型の税額控除の場合】 ・税額<税額控除では、負担の軽減効果は課税されないという限度でしか及ばない。 ・税額≥税額控除の場合には、負担の軽減割合は常に等しい。 【払戻（還付）型の税額控除の場合】 ・負担の軽減割合は常に等しい。
支給額/負担軽減額	・3歳未満 12万円/年 ・3歳以上 第1子・第2子=6万円/年、第3子=12万円/年	扶養児童一人につき 38万円/年 （16歳以上23歳未満の場合、63万円/年）	—
支給要件に掲げられる対象者（児童等）の年齢	3歳未満（3歳以上小学校修了前の児童に特例給付。）	制限なし （特定扶養親族は、16歳以上23歳未満。）	—
税率変更の影響	影響なし（非課税（児童手当法第16条））。	段階税率の引き下げが行われると、負担の軽減効果は小さくなる。	影響なし。
財源	被用者に対する児童手当の支給に要する費用の7/10は事業主が負担。	一般財源	—
認定権者/確定権者	市町村長	税務署長	—

受給者数 /控除適用者 数	7,484,532 人 (注 4)	2,091,275 人 (ただし、全 扶養控除) (注 5)	—
支給対象児童 数/一般・特定 扶養親族数	9,603,648 人 (注 4)	(一般) 2,052,506 人 (特定) 835,388 人 (注 5)	—
支給額/控除 額	約 6248 億 7457 万円 (注 4)	約 1 兆 7150 億 7600 万円 (ただし、全扶養控除) (注 5)	—

筆者作成 (平成20年2月現在)。

(注 1) 本文で述べたとおり、税額控除には非払戻 (非還付) 型の税額控除と払戻 (還付) 型の税額控除があるが、差異が生じる「所得による違い」の部分でのみ両者を書き分けた。

(注 2) 税制調査会(2007), 「参考資料」, p.4. では、所得控除の考え方は「扶養者の担税力の減殺への配慮」、税額控除及び手当の考え方は「子育て世帯への財政支援」だとされている。

(注 3) 高所得者ほど恩恵が大きいのという問題に対しては、所得階層が高くなるに従って所得控除額を漸減する「逡減的所得控除」(vanishing exemption) で対処するという方法もある (注解所得税法研究会, 2005, p.223.)。

(注 4) 出典; 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『平成 17 年度 児童手当事業年報』pp.12-13.

(注 5) 出典; 国税庁「統計表第 3 表 所得控除表」『平成 17 年分 申告所得税標本調査 - 調査結果報告 - (平成 19 年 2 月)』

<<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/h17/pdf/02-03.pdf>> (Last access 2007.12.27.)

3. 諸外国の子育て支援に係わる社会保障給付と税制上の控除

(1) 諸外国の家族手当と関連制度の概要

「表2」は、諸外国の家族手当と関連制度の概要²を、Gauthier(2002)による家族政策の

² 「家族手当」については、まず SSA(2005,2006a,2006b)の「家族手当(Family Allowances)」の項を参照した。そのため、例えばアメリカは、OECD(2006a)の「家族給付(Family benefits)」の部分で貧困家庭一時扶助(TANF)を記載しているが、SSA(2005)の家族手当の部分ではその記載がなかったため、TANF は、家族手当ではなく「その他の児童関連金銭給付」のところに記載した。ニュージーランドのように、SSA (2006b)の「家族手当(Family Allowances)」の項の中の「家族手当(Family Allowances)」の小項目のところで複数の給付を並列記載している場合は、それらをまとめて「家族手当」と考え、また、例えばデンマークのように、SSA (2006a)の「家族手当(Family Allowances)」の項の中に「家族手当(Family Allowances)」の小項目と「出産手当(Birth grant)」等の小項目がある場合は、前者を家族手当、前者の付加給付を「付加給付」、後者を「その他の児童関連金銭給付」と考えた。ミーンズ・テスト等と課税の有無は、家族手当と考えたものについての記述である。「扶養児童に関する税制上の控除」については、まず OECD(2006a)の「10.1.1 Tax allowances and credits」を参照し、Tax allowances のところに記載されているものを「(扶養)控除 (所得金額からの控除)」、Tax credits のところに記載されているものを「税クレジット (税額からの控除)」と考えた。「Tax Credit」は、「税額控除」と訳すことも考えたが、税額 \geq 税額控除の場合でも、税金の減額という方法ではなく、銀行口座への振込みや小切手などの形で支給される場合もあることなどから、「税クレジット」と訳すことにした。なお、「Tax Benefit」は、「税給付」と訳した。

類型³別に整理したものである。子育て支援策に係わる社会保障給付と税制について考える場合には、教育や住宅などについての金銭給付や税制上の控除、現物給付についても念頭に置く必要があると思われるが、「表2」の内容は、SSA(2005,2006a,2006b)の「家族手当(Family Allowances)」の部分、OECD(2006a)の「1.税給付制度の概要」、「6.家族給付(Family benefits)」、「7.保育(Childcare for pre-school children)」、「9.単親給付(Lone-parent benefits)」、「10.税制度」の各部分の記載内容に原則として限定されている⁴。

「家族手当」の形は多様化しており、「表2」で家族手当として記載したものの中には、オーストラリア、カナダ、イギリスなどのように、「家族手当」ではなく「扶養児童に関する税制上の控除」として記載すべきとも思われる制度がある(本稿注2参照。)。しかし、SSA(2005,2006a,2006b)によれば、「表2」で取り上げた22カ国の中でアメリカを除く21カ国が、何らかの形の家族手当制度を有している。また、OECD(2006a)によれば、フィンランド、スウェーデン、ギリシャの3カ国を除く19カ国に、何らかの形の扶養児童に関する税制上の控除が存在する。

家族手当制度は、設計のしかたも様々である。賃金の状況や、他の給付や税制上の控除の有無と増減も視野に入れる必要があるが、児童の加齢によって家族手当の支給額を増やしている国が3カ国(オーストリア、ルクセンブルク、オランダ)、児童の加齢によって支給や増額を行う付加給付やその他の児童関連金銭給付の制度を有している国が3カ国(ベルギー、フランス、ニュージーランド)ある。他方、年少児童への支給額を増やす家族手当制度を有している国は4カ国(デンマーク、ポルトガル、日本、イギリス(児童税クレジット。))、年少児童に支給や増額を行う付加給付やその他の児童関連金銭給付の制度を有している国は2カ国(オーストラリア(家族税給付Part B)、カナダ(保育控除を受けていない場合。))である。この他、ノルウェー、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、カナダには、保育費控除がある。「表2」では明らかにならないが、児童の加齢による家族手当の支給額の増減を見る場合には、賃金の状況や、他の給付や税制上の控除の有無と増減のほか、その国の保育費や教育費の状況に留意する必要があると思われる。望めば高等教育が無料か低額で受けられたり、条件の良い奨学金が発達している国では、必要な費用の支援という観点からは、児童の加齢による家族手当や税制上の控除の増額を考える必要性は

³ Gauthier(2002)は、1980年代後半から1990年代初頭の先進諸国22カ国の家族政策を、社会民主主義型、保守主義型、南欧型、自由主義型の4類型に分けて説明する。各類型の概要については、尾澤(2006),p.378.参照。

⁴ なお、諸外国の子育て支援策に係わる社会保障給付と税制とを併せて把握した先行研究として、Bradshaw・Finch(2002)、その内容の概要を紹介したものとして、所(2004)がある。Bradshaw・Finch(2002)は、モデル家族を設定し、最終的に手元に残る可処分所得を算出し、それぞれの国の「子どものいないカップル」と「子どものいる世帯」との可処分所得の差を比較している。なお、同研究も22カ国の比較を行っているが、本稿「表2」が取り上げた22カ国の中でスイスを取り上げておらず、代わりにイスラエルを取り上げている。

低くなるだろうし、希望すれば保育制度が無料か低額で受けられるような国では、年少児童に家族手当や税制上の控除の増額を考える必要性は、必要な費用の支援という観点からは低くなると思われる。

一方、児童数の増加によって家族手当の支給額を増やしている国は11カ国（フィンランド、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、イタリア、日本、スイス）、児童数の増加によって支給や増額を行う付加給付やその他の児童関連金銭給付の制度を有している国が5カ国（デンマーク、スウェーデン、オーストリア、スペイン、オーストラリア）ある。第2子以降の支給額が減る制度を有している国も2カ国（ニュージーランド、イギリス）ある。「表2」では明らかにならないが、児童数の増加による家族手当の支給額の増減を見る場合には、賃金、他の給付及び税制上の控除の状況、何番目の児童からどれくらい増減させるのかという増減の幅に留意する必要があると思われる。

以上のように、「表2」から分かることには限界があるが、家族政策の類型ごとに、おおまかな傾向が読み取れる。

①社会民主主義型諸国の家族手当と関連制度の傾向

第1の「社会民主主義」型に属する4カ国は、すべて普遍的な家族手当制度を有しており、扶養児童に関する税制上の控除はそれほど活用されていない⁵。これら4カ国の近年の合計特殊出生率は、際立って高いとまでは言えないが、おおむね高い（OECD(2006b)）。

2007年春⁶現在、これら4カ国のうち、デンマーク、フィンランド、スウェーデンは、累進的な所得税（国税）の最高税率は他の国と比べてそれほど高いわけではないが（デンマーク15%、フィンランド32%、スウェーデン25%）、概して地方税が重く、国税と地方税とを併せると、最高税率はいずれも50%を超える（デンマーク59%、フィンランド53%、スウェーデン62%）（OECD(2006a)及び日本貿易振興機構(以下、「JETORO」という。)(2008)）。第2子からの普遍的な児童手当の導入を提唱したベヴァリジ報告で意識されていた「資力のいかにかわらず、全家庭に児童手当を支給するということは、生活が豊かでその必要のない人々にかね（ママ）をあたえることになるように思われる」（Sir Beveridge, 1969, p.157, para.422., 山田訳, 1969, p.243.）という懸念は、稼得所得の高低による可処分所得の差が税制によってかなり縮まるような、累進性が非常に強い所得税制をとっている場合には、そうでない場合ほど問題にならないと言えるかもしれない。

②保守主義型諸国の家族手当と関連制度の傾向

第2の「保守主義」型に属する7カ国は、家族手当制度の型や課税単位はさまざまで、合

⁵ Gauthier, Berenice(2004)によれば、スウェーデンは1948年に扶養控除を廃止し、フィンランドは1976年に課税単位を世帯単位から個人単位に変えた後、1994年に扶養控除を廃止して児童手当を増額している。

⁶ デンマーク2007年5月現在、フィンランド2007年3月現在、スウェーデン2007年4月現在（JETORO(2008)）。

計特殊出生率も、高い水準を維持しているアイルランド、フランスと、低い水準にとどまっているドイツ、オーストリアが混在している（OECD(2006b)）。

オーストリアは、家族手当と児童税クレジットの調整を行っておらず、併給が可能である。

フランスの家族手当と関連制度は、扶養児童がいることで生じる追加的費用に配慮する水平的平等と、低所得家族に配慮する垂直的平等の両方と、多子家族を意識し、多彩である。第1子から支給される手当には、所得要件があるものとないものがあり、第2子から支給される所得要件のない家族手当と、第3子から支給される所得要件のある家族補足手当がある⁷。また、3人以上の扶養児童を持つ場合にとりわけ有利な、家族係数(n)を用いたn分n乗方式という所得税の算定方式⁸をとっている⁹。

ドイツでは、児童給付（Kinder-Geld）と児童扶養控除（Kinder-Freibetrag）は二者択一的に適用されており¹⁰、結果的には、児童給付を選択することになる低所得者よりも、児童扶養控除を選択することになる高所得者の方が多くの金銭的支援を受けられるような仕組みになっている。ドイツでは、2007年に親自身による乳幼児の子育てを支援するための金銭給付の方法が、定額給付の育児手当（Erziehungsgeld）から所得比例給付の親手当（Elterngeld）に変わったが¹¹、これも、結果的には高所得者により有利な仕組みになっている¹²。

オランダの家族手当と関連制度は、児童の教育や児童を養育する者の就労を要件にするものが多い。オランダの児童給付のうち16歳と17歳の児童を対象とする部分は、児童が一定時間通学することを要件にしており、児童が1週に19時間超働くか、失業給付を受給した場合は受給できない。18歳未満の児童のいる者のための児童クレジットは、一定の所得以下の場合に支給されるが、12歳未満の児童のいる納税者のためのコンビネーション・クレジットは、勤労所得が一定額以上であることを要件にしており、単親への税クレジットの付加給付も、限度額の範囲内で、就労すれば給付が増える仕組みになっている。

③南欧型諸国の家族手当と関連制度の傾向

第3の「南欧」型に属する4カ国は、家族手当制度の型はさまざまだが、雇用に関連して行われている家族手当制度がある¹³。合計特殊出生率は、のきなみ低い（OECD(2006b)）。イタリアの家族手当は、扶養児童のいない低所得家族も受給できる。

⁷ 各給付の詳細は、神尾,2007,pp.54-64.参照。

⁸ n分n乗方式の意義について考える場合には、フランスの間接税の比率の高さにも留意すべきことが指摘されている（清水,2007,p.56.）。

⁹ 最近のフランスの家族政策の実情を紹介するものに、藤井(2007)がある。

¹⁰ 詳細は、倉田,2007,pp.50-51.,倉田,2006,pp.202-207.参照。

¹¹ 詳細は、齊藤,2007,pp.51-76.参照。

¹² ただし、低所得家族を対象にした児童手当(Kinderzuschlag)なども別途存在する。

¹³ 他の家族政策の類型で雇用関連型の家族手当制度があるのは、自由主義型のスイスのみである。（このほか、日本に、事業主負担型の家族手当制度がある。）

④自由主義型諸国の家族手当と関連制度の傾向

第4の「自由主義」型に属する7カ国は、家族手当制度の型はさまざまで、合計特殊出生率も、高い水準を維持しているアメリカ、ニュージーランドと、低い水準にとどまっている日本、スイスが混在している（OECD(2006b)）。自由主義型諸国には、児童に関する社会保障給付と税制とを融合させるような仕組みを有している国が多い。そこで、次のような仕組みを有するオーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカを取り上げ、各制度の内容を検討する。

表2 諸外国の家族手当と関連制度の概要

政策の型	国/所得税の課税単位	家族手当制度の型	対象児童の年齢	児童の加齢による支給額の増減	児童数の増加による支給額の増減	付加給付の有無	その他の児童関連金銭給付の有無	ミーンズ・テスト等と課税の有無	扶養児童に関する税制上の控除
社会民主主義	デンマーク/個人	普遍的	18歳未満	○(3歳以降段階減)	×(第2子以降出産給付あり)	○(単親,孤児,年金受給者,学生)	○(第2子以降の出産,養子,保育の一部,教育費等も支給)	× 非課税	○(18歳未満に特別税クレジット)
	フィンランド/個人	普遍的	17歳未満	×	○(第5子まで増)	○(単親)	○(出産,養子,在宅保育,養育費支援)	× 非課税	×
	ノルウェー/個人	普遍的	18歳未満	×	×	○(単親,北極地方の受給者等)	○(週に33時間以上保育施設に通わない幼児のいる家族,単親)	× 非課税	○(12歳未満の児童のための保育費控除)
	スウェーデン/個人	普遍的	原則16歳未満	×	×(多子の付加給付は第5子まで増)	○(多子)	○(扶養)	× 非課税	×
	オーストラリア/個人	普遍的	原則18歳未満	○(3歳以降段階増)	×(多子の付加給付は第3子まで増)	○(多子,重度障害)	○(保育)	× 非課税	○(片働き,単親のための所得制限付き税クレジット,児童手当と併給可能な児童税クレジット)
	ベルギー/個人(夫婦共同申告)	社会保険,社会福祉	原則18歳になった年の8月末日まで	×(加齢による年齢給付あり)	○(第3子まで増)	○(孤児,年金受給者,長期失業者,障害就労者)	○(年齢,病児又は障害児,出産)	× 非課税	○(児童扶養控除,3歳未満の児童のための保育費控除,低所得世帯のための払戻型税クレジット)
	フランス/世帯	普遍的	20歳未満の児童が2人以上	×(11歳以降増の付加給付あり)	○(第5子まで増)	○(扶養児童が2人の家族の第1子以外の加齢)	○(幼児,病児看護,障害児,単親,孤児,進級,多子,住宅,転居)	× 非課税	○(n分n乗方式等) (注1)
	ドイツ/原則世帯	普遍的,社会福祉	児童給付	×	○(児童給付は第4)	×	○(児童手当(Kinderzuschlag),	児童給付は×	○(児童扶養控除)

保守主義	(夫婦別も可)	社	(Kinder-Geld)は原則18歳未満		子以降均一増)		親手当(Elterngeld)	非課税(児童手当はミーンズ・テストあり)	(Kinder-Freibetrag), 14歳未満の児童の養育費控除(Betreuungskosten für Kinder), 単親控除等)
	アイルランド/原則世帯(夫婦別も可)	普遍的, 社会福祉	原則16歳未満	×	○(第3子以降均一増)	○(多胎出産)	○(多胎出産, 単親家族, 寡婦の親, 養子, 共働き低所得家族, 障害児在宅養育)	× 非課税	○(単親家族税クレジット, 所得制限付きの児童等の在宅世話人税クレジット, 低所得者のための扶養児童税額控除)
	ルクセンブルク/世帯	普遍的	原則18歳未満	○(6歳以降増)	○(第3子まで増, 第4子以降均一追加給付)	○(重度障害)	○(出産, 進級, 在宅育児, 育児休業)	× 非課税	○(単親控除, 保育費控除, 児童税クレジット)
	オランダ/原則個人	普遍的	原則18歳未満	○(増, 16歳と17歳は教育条件あり)	○(第6子まで増)	○(障害児)	○(保育)	× 非課税	○(18歳未満の児童のいる者のための所得制限付き児童税クレジット, 12歳未満の児童のいる納税者のための税クレジット, 単親のための税クレジット)
南欧	ギリシャ/個人(夫婦共同申告)	雇用関係	原則18歳未満	×	○(第5子まで増)	○(単親等, 障害児, 多子)	○(出産, 保育)	基本給付は非課税	×(2003年から, 扶養児童を持つ被用者の児童扶養控除は, 原則として非課税枠の拡大に代わった。)
	イタリア/個人	雇用関係	扶養児童は原則18歳未満, 扶養児童のいない低所得世帯も受給可。	×	○(家族の人数増により増額給付適用。3人以上の多子への給付あり)	○(単親は増, 家族内に障害者がいる場合, 単親, 共働き世帯は, ミーンズ・テストの基準緩和。)	○(3人以上の多子, 出産, 2003年末から, 扶養児童のいる母親の出産に新しい普遍的な助成金。)	児童手当も付加給付もミーンズ・テストあり, 非課税	○(所得制限付きの児童扶養控除)
	ポルトガル/世帯	普遍的	原則16歳未満	○(12月超均一減)(注2)	×	○(障害児等)	○(障害児等)	家族手当は所得テストあり, 非課税	○(扶養児童のための税クレジット)

	スペイン /原則個人	社会保険, 社会福祉	原則 18 歳未満	×	×(3人以上の 多子出産等の 給付あり)	○(障害児)	○(第3子以降の多 子,多胎出産等)	所得テ ストあり, 非課税	○(母親が働 いているか単 親の場合3歳 未満の保育費 控除,25歳未 満の児童扶養 控除等)
	オースト ラリア/ 個人	普遍的, 社会福祉	家族税 給付 Part A; 原則 21 歳未満, 同上 Part B; 原則 16 歳未満,	○ (注 3)	× (家族税給 付 Part A:3人上 の多子等 の付加給 付あり)	○(家族税給 付 Part A: 3人以上の 多子,3人上 の多胎出産, 家賃)	○(孤児,出産, 育児 休業,保育,医療ケ ア)	原則と して所得テ ストあり.	○(家族税給 付)
	カナダ/ 個人(払 戻型税ク レジット は夫婦の 純収入に 基づいて計 算。)	払戻型 税ク レジット	18歳未 満	×(保育 費控除を 受けてい ない7歳 未満の付 加給付あり)	×(支給額 は世帯収 入と扶養 児童の数 による。)	○(保育費控 除を受けて いない7歳 未満,3人 以上の多子)	○(普遍的児童ケ ア給付)	所得テ ストあり, 非課税	○ (保育費控除, 単親のための 税クレジット, 1990年以 降に生まれ た児童に認 められる税 クレジット, カナダ児 童税給付, 勤労所得 税給付等)
	日本/ 個人	事業主 負担,社 会福祉	12歳未 満	○(3歳 未満均一 増)	○(第3子 以降均一 増)	×	○(単親)	所得テ ストあり, 非課税	○(児童扶 養控除)
自由主義	ニュー ージー ランド /個人	普遍的, 社会福祉	原則 18 歳未満 (給付に よる)	△(給付 による。家 族支援税 クレジット は16歳 以降(第2 子以降は 13歳以 降)増。)	△(給付に よる。家 族支援税 クレジット は第2子 以降均一 減。)	× (低所得,障 害児,就労 等,受給要 件の異なる 複数の給 付で構成。)	○(保育,単親)	所得テ ストあり, 非課税	○(18歳未 満の児童の ための家族 支援税クレ ジット,児 童税クレジ ット,家族 税クレジット)
	スイス/ 世帯	雇用関 係(5州 以外), 社会福 祉(5州)	原則 16 歳未満	×	○(第3子 以降均一 増)	○(既婚就 労者)	△(州により 出産,職 業訓練)	× 課税	○(18歳未 満の児童 扶養控除)
	イギリス /個人	普遍的 (児童給 付), 税クレ ジット	原則 16 歳未満	○(児童 税クレジ ットは1 歳未満増)	○(児童給 付は第2 子以降均 一減)	○(児童税 クレジット は1歳未 満と障害 児増。)	○(就労税 クレジット の一部と して保育)	[児童給 付]×,非 課税。 [児童税 クレジット] ○ (ミーンズ ・テスト), 非	○(児童税 クレジット, 就労税 クレジット)

								課税.	
アメリカ /原則夫 婦共同申 告	×	—	—	—	—	—	○(注 4)	—	○(原則 19 歳 未満の児童扶 養控除,17 歳 未満の扶養児 童のための児 童税クレジッ ト,原則 19 歳 未満の扶養児 童のいる低所 得就労家族等 のための勤労 所得税額控除 など)

OECD(2006a),SSA(2005,2006a,2006b),Gauthier(2002)をもとに筆者作成。

- (注 1)フランスの所得税制度は、OECD 諸国の中で唯一、賃金が直接考慮されるわけではない方式（家族係数(n)を用いた n 分 n 乗方式）をとっている。
- (注 2)国の最低賃金月額額の半分未満の世帯の 6 歳から 16 歳までの適格児童には、教育費のための付加給付がある。
- (注 3)世帯年収 4 万ドル未満の、原則として 21 歳未満の扶養児童のいる家族に支給される家族税給付 Part A の最低額と最高額は、扶養児童の年齢によって増減する。原則として 16 歳未満の扶養児童のいる単親家族又は片働き両親家族に支給される家族税給付 Part B の 5 歳以降の最高額は、5 歳未満の最高額より減額される。
- (注 4)連邦政府と州政府は、貧困家庭のための臨時の支援を行なっている。連邦政府のプログラムのうち、世帯に少なくとも 1 人以上の扶養児童がいるか、母親が妊娠していることを受給要件とする制度は、貧困家庭一時扶助(TANF)のみである。

(2) 自由主義諸国における子育て支援に係わる社会保障給付と税制上の控除の状況

オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカの 4 カ国は、現在、児童に関する社会保障給付と税制とを融合させるような仕組みを有している。これら 4 カ国のうち、もともと家族手当制度（オーストラリアは、児童手当制度。）のないアメリカ（本稿注 2、「表 2」（注 4）参照。）を除く 3 カ国は、家族手当制度の改革を経験している。

ここでは、4カ国の児童のための給付制度（税制上の控除も含む。）¹⁴の概要を、Battle,et al.(2001)及びそれを踏まえたMendelson(2003)で取り上げられたものを中心に確認し、それらの特徴を明らかにしたい。

(i) オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカの児童のための給付制度の概要

① オーストラリア¹⁵

オーストラリアの連邦政府による扶養児童のいる家族に対する 12 種類の金銭的支援制

¹⁴ ここに言う児童のための給付制度とは、Battle,et al.(2001),p.7.にならい、児童に関する費用の支出を助ける給付制度又は児童が増えることによって世帯が得られる金銭的支援を言う。

¹⁵ Battle,et al.,2001,pp.41-92., Department of Human Services<<http://www.humanservices.gov.au/>>, Family Assistance Office <<http://www.familyassist.gov.au/>>, Australian Taxation Office <<http://www.ato.gov.au/>>. (Last access 2008.1.23.)を参照した。